

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣男

板橋区 松崎 参

準備書面 (4)

平成28年1月8日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



本書面では、被告2015年11月2日付準備書面について認否するとともに同準備書面（5）について改めて求釈明をするものである。

## 第1 被告2015年11月2日付準備書面に対する認否

### 1 はじめに

被告は、当該書面において、乙第18号証を基礎にして主張を組み立てているものであるが、そもそも乙18号証そのものは、本件が提起されてから被告の調査嘱託申立によって法廷に初めて顕出された証拠であって、本件で問題となっている被告の表現行為の際には基礎とされていない資料である。従って、当然のことながら、被告は問題とされている表現行為を乙18の内容を前提にしたものではない。あくまでも後付けで抗弁として援用しようとしているものに過ぎないことを指摘しておく。そのうえで下記のとおり認否する。

### 2 「第1 ナノ純銀による放射線低減効果についての原告のこれまでの主張」について

認否の限りではない。

#### 3 「第2 機構の平成27年10月22日付調査嘱託に対する回答」について

##### (1) 「1 日本原子力研究開発機構（JAEA）について」

基本的に認めるが、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が日本で「唯一の」総合原子力研究開発機構であるか否かについては不知。

##### (2) 「2 ナノ純銀による放射性物質低減に係る測定試験について」

###### ア 「(1) 実施に至る経緯」について

①の内容については認める。ただ、「技術についての照会」というよりも、原告が、機構に対し、ナノ純銀を用いて放射線の低減効果がみられるので確認してほしいという趣旨のメールを送ったことから始まっているものである。

②の平成23年11月10日についての内容は、被告の主張が面談の上での話をしているかのようにとらえているとすれば、誤りである。このときのやりとりは電話でのものであるので、データを示しようが

ない。確かに、乙18の別紙の11月10日に関する記述の中には「この場において」という表現があり、あたかも面談しているかのごときであるが、決してそうではない。原告は、平成24年3月の検証試験の前には1月31日の一度きりしか機構の職員と会っていない。

従って、「『測定データの提示』がなかった」というのは、電話である以上当然のことであって、提示しようもないということである。

③については、以上の事実と経過を無視した被告の完全な憶測であって否認する。実際に、原告は上記の電話の後で、それまでホタル館で計測してきたデータについてはメールで送付している

④について、平成24年1月31日に2回目の機構との相談とあるが、実際に面談しての話し合いはこれが第1回目であった。その際に渡された「データでは、放射線低減メカニズムが不明であり効果が確認できなかった」と被告は指摘するが、これは一面正しく（自明と言つてもいい）、一面不正確である。データは放射線が低減している数値を示しているが、この数値そのものは、当然のことながら低減メカニズムを明らかにするものではない。そして、数値そのものは低減していたとしても、ナノ銀によるものという確認を求めるために検証をしてほしいと依頼しているのであって、データそのものによって効果を確認するということが目的でもない。このようなデータが存在する故に原告は機構に対して検証を求めていたのである。

被告は、機構からみれば「到底、実証データ足りうるものではなかった」というが、そもそもデータのみであらゆる判断が可能なものではないし、少なくともこれらデータがあったからこそ機構はその後の検証試験を実施したのである。

#### イ 「(2) 検証試験の実施」について

①に記されているとおり、第1回目の検証試験が実施されたことは認める。第2回目の検証試験については不知。原告はこの2回目の検証試験の実施を知らされていなかった。また原告が「ゼオライトが混入していたと指摘」したとの事実は否認する。

②の試験方法は認める。

③の低減効果がなかったとする点は否認する。乙18に対する全体的な反論は現在準備中であるが、この点での基本的な問題は機構の検証試験においては、ナノ銀を噴霧或は混ぜ合わせる前の各試料の放射性物質に関する数値を計測していないということである。これではナノ銀を付加することによる効果を正確に測定することはできないと言わなければならない。

#### ウ 「(3) 結果」について

① 乃至③はすべて否認する。

#### 4 「第3 エセ科学」について

第3の1乃至3は認否の限りではない。そもそも認識の前提が誤っている。

第3の4については、第1段落は否認する。第2段落について、原告は検証結果について、第1回目の結果については、エクセルのデータを渡されたのみで、今般提出されているような文書を受け取っていない。また上記のとおり、2回目の検証試験は知らないし、その結果についても報告を受けていない。

### 第2 被告の抗弁に関する表現行為との対応について

被告は、訴状別紙各表現行為に関して複数の抗弁を主張しているが、これらの各抗弁がいずれの表現行為に対して主張されているのか依然として明らかではない。原告としては、適宜被告による抗弁に対して認否及び立証する意思があるが、表現行為と各抗弁との対応関係が明確にならないままその認否及び立証を行えば争点が散逸する恐れがあるため、改めてこの点に関する被告の回答を求める。

#### 1 被告の抗弁について

原告の理解する被告による抗弁は、次のものと理解している。

##### 【抗弁1】表現行為が論評に当たること

- I ホタル飼育事業（累代飼育及びクロマルハナバチ飼育）に関する表現行為部分
- II 能登町に関する不正表現部分
- III 小山町を含めたホタル再生事業に関する不正表現部分

#### IV ナノ銀による放射線量低減効果に関する表現行為

##### 【抗弁 2 - ①】表現行為に相当性が認められること（真実性）

I ホタル飼育事業（累代飼育及びクロハナバチ飼育）に関する表現部分

II 能登町に関する不正表現部分

III 小山町を含めたホタル再生事業に関する不正表現部分

IV ナノ銀の放射線量低減効果に関する表現行為

##### 【抗弁 2 - ②】表現行為に相当性が認められること（真実相当性）

I ホタル飼育事業（累代飼育及びクロマルハナバチ飼育）に関する表現部分

II 能登町に関する不正表現部分

III 小山町を含めたホタル再生事業に関する不正表現部分

#### 2 具体的対応関係について

(1) 被告は、自らの表現行為が論評にあたる旨の抗弁を主張しているが（被告準備書面（2）8頁以下、特に12～13頁、同準備書面（3）2頁～、同準備書面（4）1頁）、当該主張と個々の表現行為の対応関係について依然として明確ではないため、今一度具体的に摘示のうえ明らかにされたい。

その際には、ホタル飼育事業（累代飼育に関する部分とクロマルハナバチ飼育に関する部分）に係る論評、能登町に関する不正行為についての論評、小山町に関する不正行為についての論評、ナノ銀放射線量低減効果についての論評、いずれにあたるのかを明示されたい（あるいは、他の事実に関する論評を含むのであれば、当該事実を摘示されたい）。

(2) 被告は、2015年12月25日付け被告準備書面（5）において、ほたる累代飼育に関する表現行為の真実性及び真実相当性に関する抗弁については逐一の表現行為に対応したものではないとしながら、全てのホタル飼育事業に関する表現行為の抗弁であると主張するようである（同3頁、第1の1(iv))。

かかる被告の回答は、原告が摘示した黄色部分の理解は誤りであって、具体的には原告準備書面（2）別紙【ホタルの累代飼育に関する名誉棄

損行為】（15頁～34頁半ば）全ての表現行為に対する抗弁と訂正するのか、今一度明らかにされたい。ただし、そのなかには、例えば、原告が「『ナノ銀除染』なるものの『廣告塔』になっている」（甲1-135、原告準備書面（2）別紙15頁の2月22日部分）といった累代飼育に直接かかわらない表現行為も含まれているところ、こうした表現に関する抗弁としても主張するのか改めて明らかにされたい。

(3) 被告は、小山町を含めたホタル再生事業に関する表現行為の真実性及び真実相当性に関する抗弁について、不正に類する事実摘示の全てに関する主張というようである（被告準備書面（5）4頁、第1の3）。

しかし、その中には「能登町の公社との契約に『板橋区ホタル生態環境館館長』として捺印していますが、『館長』は単なる通称にすぎず…」など、小山町に関する事実摘示でないことが客観的に明らかなものが含まれている。それでも、これらの表現行為も、小山町に関する真実性の抗弁の対象となると解するのか、今一度明らかにされたい。

以上